

2024 年度国内留学生会ネットワーク促進事業
実施要項

1. 趣旨

日本学生支援機構（以下、「機構」という。）は、日本国内において、出身国・地域を同じくする留学生等が任意に集い、多様な活動を行っている外国人留学生の団体（以下、「留学生会」という。）による各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として国内留学生会ネットワーク促進事業を実施します。

2. 申請対象となる留学生会の要件

出身国・地域が同一の者による留学生会で、以下の全てを満たすものが対象です。

- （1）日本の大学等教育機関に在籍する外国人留学生（以下、「留学生」という。）が会員に含まれていること。
- （2）代表者、副代表者の各役職をそれぞれ1名以上置くこと。
- （3）「留学生」が代表者又は副代表者を務めていること。
- （4）会員数が5名以上であること。
- （5）組織や運営等に関する規約、会則等を備えていること。
- （6）出身国・地域が同一であれば、希望者は原則として入会が可能であり、これ以外の要素（特定の教育機関に在籍、特定の都道府県に在住など）により入会対象者を限定していないこと。
- （7）主に日本国内で活動する留学生会であること。
- （8）「3. 申請対象となる活動」に記された活動（予定を含む。）を行い、目的や活動が本事業の趣旨に沿うもので、特定の政治、宗教、思想、営利などに著しく偏るものではないこと。
- （9）当該国・地域の駐日大使館等より推薦が得られること。

3. 申請対象となる活動

以下のような活動を対象とします。

- （1）留学生会の認知度向上、運営拡充に関する活動

留学生会の設立・発足式開催、留学生会の Web サイト・SNS 構築、会員情報管理ツール導入等、留学生会の会員獲得のための認知度向上や、運営拡充のための活動

- （2）学術研究・国際理解促進活動

留学生会の会員が自らの学術研究内容を紹介する発表会や、外部の研究者・専門家等を招いて行う講演会・討論会、留学生会が出展・出演する出身国・地域の文化紹介等、学術研究・国際理解教育促進に関する活動

- （3）就職支援活動

日本で就職した元留学生による経験談を提供するセミナーや相談会、日本の企業と連携したジョブフェアの開催等、留学生の日本国内就職の促進やキャリア支援に資する活動

- （4）日本留学・進学促進活動

日本国内の日本語教育機関在籍者を対象とした大学等進学や大学学部生を対象とした大

学院進学に関するセミナーや相談会、出身国・地域における日本留学希望者への情報発信等、
日本留学・進学の促進に資する活動

(5) 留学経験者及び帰国留学生会との情報交換に関する活動

出身国・地域に帰国後の留学経験者の最近の活躍に係る情報収集等、出身国・地域へ既に
帰国した日本留学経験者との情報交換のための活動

4. 申請対象となる活動の期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 1 月 31 日

5. 謝金

「10. (1) 活動報告書」の提出及び「12. 国内留学生会年次総会への参加」に対し、1 団体につ
き 120,000 円の謝金を支給します。

6. 採択件数

10 団体 (予定)

7. 申請書提出期限

2024 年 10 月 8 日 (火) 17 時必着

※申請数が「6. 採択件数」に達し次第、募集を終了することがあります。

※申請書類は、書留又は宅配便等、配達記録が残る方法で送付してください。

※封筒には「2024 年度国内留学生会ネットワーク促進事業申請書類在中」と記入してください。

8. 申請の方法

機構宛に次の (1)～(5) の書類を送付してください。また、(1) 及び (5) については、次
の URL にアップロードし、電子データでも提出してください。

https://www.online-system.jasso.go.jp/survey/2024network_form/ja

なお、各書類は日本語又は英語で記入してください。

(1) 2024 年度国内留学生会ネットワーク促進事業申請書 (様式 1) 1 部

(2) 駐日大使館等からの推薦書 (様式 2) 1 部

・推薦者の役職は、参事官相当以上としてください。

・日本国内に大使館を置かない国・地域の留学生会については、事前に機構担当者に相談し
てください。

(3) 留学生会代表者又は副代表者の「学生証」及び「在留カード」の写し各 1 部

代表者又は副代表者を「留学生」が務めていることを確認するために必要です。

※有効期限が 2025 年 1 月 31 日までであるものを提出してください。申請時に有効期限の更
新が間に合わない場合は、現在あるものを提出し、更新後、新しいものを提出してくださ
い。

(4) 留学生会の規約、会則等の写し 1 部

入会資格が明記されているものを提出してください。

(5) 留学生会会員名簿（様式3）1部

- ・ 5名の会員について記入してください。会員数が5名以上であり、代表者及び副代表者の役職にそれぞれ1名以上置いていることを確認します。
- ・ 5名の会員の在留資格がわかるように記入してください。

9. 審査及び採択

(1) 審査

提出された申請書類を「2. 申請対象となる留学生会の要件」に基づき審査し、当該要件を満たしている留学生会を採択します。

(2) 追加資料等の提出依頼

審査の過程で、申請書の記載内容に対する照会や追加資料を求めることがあります。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、2024年11月中に、機構から申請者宛に通知します。

(4) 審査結果の公表

採択された留学生会は、留学生会名、代表者名、取組の概要等について、機構のウェブサイト等で公表することを予定しています。

10. 採択後の提出書類等

(1) 活動報告書

2025年1月31日までに、別途指定する活動報告書を作成し、機構宛に提出してください。

活動報告書のフォーマットは、採択された留学生会に対し、別途送付します。活動報告書の提出時には、それぞれの活動について詳細を記載した個別の報告書（事業の記録写真、別途作成した資料、SNSのコピー等でも可）を併せて提出してください。

活動報告書には「3. 申請対象となる活動」の内容の記載が必要です。また、報告時点において、申請時に提出した会員名簿の記載内容に変更がある場合は、報告時点の内容に変更のうえ、再提出してください。

(2) 振込依頼書

「5. 謝金」の支払いのため、別途指定する振込依頼書を作成し、指定された期限までに機構宛に提出してください。

振込先銀行口座は、留学生会、留学生会の代表者又は副代表者のいずれかの名義としてください。

11. 採択の取り消し

申請内容に虚偽があった場合、採択を取り消します。

12. 国内留学生会年次総会への参加

本事業に採択された留学生会は、2025年3月1日（土）開催予定の国内留学生会年次総会に参加し、活動状況の発表をしなければなりません。出席に係る交通費等については、自己負担となります。止むを得ない事情により出席が不可能な場合は、事前に機構担当者に相談してください。

13. 本事業に関する個人情報の取扱いについて

本事業は、留学生及び留学生会のネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨としています。このことを踏まえ、機構は提出された留学生会名簿の個人情報等を本事業の実施以外に、以下のために使用します。

- (1) 留学生会の現状把握のためのヒアリング
- (2) 意見交換会への参加依頼
- (3) 機構の SNS (Facebook 等) への招待
- (4) 日本留学に関する各種資料の各国語版作成に係る校正等の依頼
- (5) 留学体験談の動画等作成への協力依頼
- (6) 留学フェア等への参加協力依頼
- (7) 関連する各種イベントへの参加依頼等
- (8) 機構が実施する留学生事業

なお、提出された留学生会名簿の使用期間は 1 年間とします。

14. 申請書送付先及び照会先

〒135-8630

東京都江東区青海 2 - 2 - 1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 留学生事業計画課 事業戦略係

TEL: 03-5520-6012

FAX: 03-5520-6013

E-mail: tiecproject@jasso.go.jp